

一般社団法人栃木県 L P ガス協会長  
一般社団法人栃木県一般高圧ガス安全協会長  
一般社団法人栃木県冷凍空調工業会長

} 様

栃木県産業労働観光部工業振興課長

令和 5 年度高圧ガス保安活動促進週間の実施について

本県の高圧ガス保安行政の推進につきまして、日頃から御理解、御協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、経済産業省産業保安グループ高圧ガス保安室から、別添「高圧ガス保安活動促進週間実施要領」(平成 29 年 9 月 15 日付け 20170828 保局第 1 号)に基づき、今年度は 10 月 23 日(月)から同月 29 日(日)の間で実施する旨、連絡がありました。

つきましては、貴団体におかれましても、高圧ガスの保安意識の高揚及び保安活動の促進に御協力くださいますようお願いいたします。

なお、取組の実施にあつては、県内における高圧ガス事故や高圧ガスに係る通報等を踏まえ、下記 1 ~ 4 について、特に重点的に取り組んでくださいますようお願いいたします。

記

1 高圧ガスに係る事故等の通報及び未然防止対策の実施について

高圧ガスを製造・貯蔵・販売・消費する者及び容器を取り扱う者には、高圧ガス設備等の爆発、火災、噴出・漏えい、破裂・破損等又は高圧ガス容器の喪失・盗難等が発生したときは、高圧ガス保安法第 63 条に基づき事故届を行うことが義務付けられている。

高圧ガスに係る事故等が発生した場合は、速やかに県工業振興課に通報すること、また、そのための連絡体制を整備することについて、改めて徹底すること。

さらに、以下(1)~(6)により、高圧ガス事故等の未然防止を徹底すること。

(1) 高圧ガス設備における漏えい

設備の老朽化による漏えい事故が多発しているため、日常点検による外観等の確認はもとより、定期的な設備改修や管理方法の見直しなどにより、漏えい事故の未然防止を図ること。

特に冷凍設備では、圧縮機と配管の接続部分や断熱材で被覆された配管、熱交換器のフィンチューブ等での漏えい事故が多いため、設備の稼働状況や直近の定期自主検査の結果等を踏まえて、防錆塗装の補修や日常点検の見直しを含めた効果的な対策を講じること。

(2) 高圧ガス容器の保安管理

高圧ガス容器が直射日光を受けて高温になることなどに対し、地域住民から爆発等の不安

が申し立てられる事案もあるため、高圧ガス販売業者にあつては、高圧ガス容器の引渡しにおいて、容器の腐食防止措置や40以下保持（直射日光を遮る措置）等に不備がないか、改めて確認するとともに、購入者への周知等により法令遵守の徹底を図ること。

また、製造施設や貯蔵所にあつては、当然ながら、許可・届出に係る容器置場以外に充填容器等を保管しないことや容器置場の警戒標が適切に設置されているかなどについて、改めて確認すること。

### (3) 放置容器の回収徹底

今年度、県内で、事業所内で把握していなかった高圧ガス容器が、長年の放置による腐食の結果、破裂し、ボンベ底部が事業所建屋を貫通して敷地外まで吹き飛ぶ事故が発生した。

このような事故を発生させないよう、高圧ガス販売業者にあつては、過去に引き渡した容器が放置等されていないか、取引先への確認を徹底するとともに、不要な容器は回収するなどにより、容器管理の徹底を図ること。また、高圧ガス容器を取り扱う工場・事業所にあつては、場内に放置容器が生じることのないよう、高圧ガスの容器授受（充填容器及び残ガス容器の受払い）について、受払簿等による管理を徹底すること。

### (4) 高圧ガス容器の盗難・紛失防止

県内においても高圧ガス容器の盗難事故が多発しているため、長期間使用されていない容器を回収するなどにより、盗難防止措置を講じること。特に、休止中のLPガス供給設備等における盗難・紛失の事案が多いため、容器の引き上げ等に努めること。

### (5) 建設工事等におけるガス管損傷

本年3月10日、経済産業省から関係省庁を通じた注意喚起が行われたところだが、今年度も、県内において建設工事等によるガス管損傷・ガス漏えい事故が発生している状況にある。

高圧ガス販売業者にあつては、経済産業省作成のリーフレット活用による一般消費者等への周知や建設工事への立会い等により、ガス管損傷による高圧ガス漏えい事故の未然防止を図ること。

経済産業省 HP「建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について（R5.3.10）」

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/oshirase/](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2023/03/20230310-02.html)

[2023/03/20230310-02.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2023/03/20230310-02.html)

### (6) 高圧ガス運搬時の保安対策

昨年、愛知県豊田市でLPガス容器の運搬車両による事故が発生したことにより、現在、国内において、移動に係る技術上の基準の見直し等が行われているところである。

高圧ガスに係る事故は高い圧力やガスの性状に伴い被害が大きくなるおそれがあるため、高圧ガスの運搬にあつては、高圧ガス保安法第23条に基づく保安上必要な措置を徹底し、事故の未然防止を図ること。特に、以下の点について再確認すること。

車両の前方及び後方から明瞭に見える場所に警戒標を設置すること（やむを得ず車内に設置する場合でも、外部から明瞭に見えることが必要）。

警戒標の表示は例示基準（黒字に黄赤又は黄の明瞭に見える文字）に準じること。

充填容器の荷崩れ防止・車両追突時の衝撃防止（前寄せ）を講じること。

移動監視者（法令で必要な場合のみ）による監視を講じること。

2 高圧ガス設備の管理徹底について

高圧ガス設備の日常点検や定期自主検査、運転作業等に支障をきたすことがないように、高圧ガス設備の周辺には運転や保安管理に必要なもの以外は置かないなど、整理・整頓を心がけること。

3 液化石油ガス法に基づく充填容器の流出防止措置について

令和3年6月に液化石油ガス法施行規則が改正され、浸水のおそれのある地域においては、改正規則が施行された令和3年12月1日時点で設置されている設備にあっても、令和6年6月1日までに充填容器等の流出防止措置を講ずることが義務付けられた。

このため、液化石油ガス法に基づく販売事業者にとっては、既存設備の追加対策を来年6月1日までに完了すること。

4 残ガス容器のくず化に係る取扱いの徹底について

残ガス容器のくず化作業にあっては、事故等が起こらないよう、作業の安全性等を十分に確認してから行うこと（高圧ガスの取扱いに熟練していない者は、高圧ガス販売業者を通じて、専門業者に引取りを依頼すること）。

また、高圧ガス販売業者にあっては、残ガス容器が不用品回収業者や市町村のごみ処理施設に不用意に引き渡されないよう、購入者への周知等を徹底すること。

以上

保安担当

TEL:028-623-3196 FAX:028-623-3945

E-mail:kougyou-hoan@pref.tochigi.lg.jp